

平成30年度

京都障害者スポーツ指導者協議会

通 常 総 会

日 時 令和元年5月20日

総 会 午後1時～

研修会 午後2時～

場 所 京都市障害者スポーツセンター

京都障害者スポーツ指導者協議会

総 会 次 第

第一部 通常総会

- 1 会長挨拶
- 2 議長選出
- 3 議事
 - (1) 1号議案 平成30年度行事報告
平成30年度決算報告・監査報告
 - (2) 2号議案 令和元年度事業計画（案）
令和元年度予算（案）
 - (3) その他

（休 憩）

第二部 研修会

講 師 金山 千広氏 立命館大学産業社会学部教授

講師プロフィール

広島大学大学院総合科学研究科修了 博士（学術）

日本障がい者スポーツ指導者協議会 研修部委員 他

専門分野 障害者とスポーツ・スポーツにおけるインクルージョン
アダプテッドスポーツのマネジメント

（立命館大学資料より）

ごあいさつ

京都障害者スポーツ指導者協議会
会長 渡邊 昭義

平素は、障害者のスポーツ活動に、ご理解とご援助を賜り、まことにありがとうございます。

本協議会といたしましては、昨年度は、新しく理事として若い人も数名参加していただき、今までのメンバーの活動に加えて、広報活動の充実や、ホームページの充実等、活動に膨らみを持たせることができました。

また、「活動の手引き」改訂版（第3集）発行に向けての取り組みや、各スポーツイベント等の後援やスタッフの紹介など、活動の幅を広げてまいりました。

しかしながら、それぞれの活動において、理事の経験不足や予算上の制限、活動の手立てやマニュアル化の不足などで、皆さんの期待に応える活動までには至っていません。

来年度は、東京オリ・パラの開催の年でもあり、いたるところで開催の気運が盛り上がってきており、特に「ボッチャ」の正式種目としての開催や、競技規則の改定など、準備は着々と進んできています。

本協議会も、「ボッチャ」の講習会の開催や競技会へのスタッフ派遣の効率化。指導者養成講習会への協力等についても積極的に受け止め、日々の皆様の活動の支えとなりますよう活動してまいりたいと思います。

尚、当日には総会に引き続き記念講演も企画いたしておりますので、多数の皆様のお席をお待ちしております。

平成30年度事業報告

4月	理事会	10月	理事会 会報の発行
5月	理事会 総会準備	11月	理事会
6月	総会（6月9日） 討論会 「これからの京都の障がい者スポーツ」	12月	理事会 京都府障害者スポーツ推進協議会
7月	理事会 近畿ブロック評議員会 近畿ブロック理事会 「活動の手引き」 プロジェクトチーム結成	1月	理事会 振興会行事「雪遊びの集い」協力 近畿身体障害者水泳大会の後援・要員派遣依頼 「活動の手引き」印刷業者決定
8月	理事会	2月	理事会 総会後の記念講演の企画 日本パラアーティスティックスイミングスタッフ依頼・協力
9月	理事会 近畿ブロック連絡協議会	3月	理事会 会報の発行

1 平成30年度事業報告

- (1) 新メンバーを理事に迎え、広報事業、「活動の手引き」編纂に力を注ぐことができた。
- (2) 理事会も定例開催でき、日常活動に取り組めた。
- (3) ホームページの充実と更新が行え、実質的な活動の要としての役割を果たしつつある。
- (4) 協議会に後援や協力依頼などがあり、一部ではあるが協力実現ができた。
- (5) 近畿ブロックとの連携についても、専門委員の構成、ガイドブックの作成などについて協力できつつある。
- (6) その他、指導者研修会への今後の活動協力依頼について、プログラムの最終日に協議会からのお願い等、活動参加継続の取り組みができつつある。

平成30年度収支決算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

京都障害者スポーツ指導者協議会

収入の部

単位：円

項目	摘要	予算額	決算額
繰越金	平成29年度繰越金	1,597,032	1,597,032
補助金	平成30年度補助金 @800×397名分	280,000	317,600
年会費		0	0
寄付金		0	0
雑収入	平成30年度銀行利息	10	12
合計		1,877,042	1,914,644

支出の部

単位：円

項目	摘要	予算額	決算額
諸謝金	講演会講師謝礼	70,000	0
旅費	連絡協議会総会	70,000	33,624
通信費	案内用封書発送、総会資料送付代	100,000	142,974
印刷費	会議資料、総会資料、案内文印刷、インク代	20,000	19,150
会議費	理事会日当(@1,500円、10回開催)	10,000	111,000
補助費	活動補助費、出張補助費	100,000	13,000
需要費	賛助会費	100,000	50,000
雑費	事務用品等消耗品	20,000	13,195
純支出小計		490,000	382,943
予備費	次年度繰越金	1,387,042	1,531,701
合計		1,877,042	1,914,644

※ 収入 1,914,644 円 - 支出 382,943 円 = 1,531,701 円(次年度繰越)


※ 別途定期預金 2,500,000円

監査報告

京都障害者スポーツ指導者協議会平成30年度収支決算について、
適正に処理されていたのでご報告いたします。

平成31年4月13日

会計 喜賀由佳 

監事 伊藤句美代 

令和元年度事業計画

4月	理事会	10月	理事会 会報の発行
5月	理事会 総会 記念講演「指導者のニーズ」 金山千広 立命館大学教授	11月	理事会
6月	理事会	12月	理事会
7月	理事会 近畿ブロック・評議委員会 近畿ブロック・理事会	1月	理事会 特別研修「ボッチャ」
8月	理事会	2月	理事会
9月	理事会	3月	理事会 会報の発行

1 令和元年度事業計画の重点

- (1) 組織の維持・強化と整備。(各担当の明確化と担当会の実施)
- (2) 記念講演・研修会の成功
- (3) 会員の交流を深める。
- (4) 指導者の活動援助 (facebook やメールリストを利用した要請のあった大会などへの協力)
- (5) 近畿ブロック・全国協議会との連携強化 (研修・広報の近畿ブロックでの交流)
- (6) 京都障害者スポーツ振興会や京都の各種団体との連携強化 (後援・協力などを行う)
- (7) 組織の維持拡大のための取り組み強化。特に新会員の活動の援助 (養成講習会での「活動の手引き」を配布して活動参加の依頼)
- (8) 広報活動の充実

2019年度収支予算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

収入の部

単位：円

項目	金額	摘要
繰越金	1,531,701	2018年度繰越金
補助金	304,000	2019年度補助金 800円×380名分
年会費	1,000	登録者外会員1,000円
寄付金	0	個人寄付等
雑収入	10	銀行利息
合計	1,836,711	

支出の部

単位：円

項目	金額	摘要
諸謝金	50,000	講師謝礼等
旅費	70,000	交通費, 宿泊費等
通信費	150,000	各種連絡、資料等送料
印刷費	100,000	会議等配布資料、「活動の手引き」発行等
会議費	150,000	総会・理事会・事務局会議等
補助費	100,000	研修参加補助、活動補助、講習会開催等
需要費	100,000	備品等整備、賛助会費等
雑費	20,000	事務用品等消耗品
予備費	1,096,711	
合計	1,836,711	

令和元年度役員名簿

役 職	氏 名	担 当
会 長	渡 邊 昭 義	
理 事 長	太 田 修 司	
理 事	浅 尾 雅 子	
理 事	江 川 達 郎	広 報
理 事	喜 賀 由 佳	会 計
理 事	小 松 雅 之	
理 事	佐 倉 康 彦	事務局
理 事	中 村 芳 道	研 修
理 事	藤 田 邦 雄	
理 事	古 川 沙 夜	広 報
理 事	山 中 昭 治 郎	
理 事	渡 邊 彰	
監 査 役	伊 藤 句 美 代	

京都障害者スポーツ指導者協議会会則

第一章 総則

(目 的)

第1条 本会は障害者スポーツに関わる指導者が連帯して資質の向上に努めるとともに、障害のある人々のスポーツ活動に対する支援・協力を図ることにより、京都障害者スポーツ振興会等の障害者スポーツ団体の事業推進と、京都地域における障害のある人々のスポーツ活動の普及・振興と健康の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、京都障害者スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）と称する、

(事 務 局)

第3条 本会の、事務を円滑に処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、京都障害者スポーツ振興会内に置くものとする。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 障害者スポーツの普及・啓発ならびに情報の提供に関すること。
- (2) 指導者の資質向上のための調査・研究ならびに研修に関すること。
- (3) 京都障害者スポーツ振興会との連絡を密にし、相互の事業への協力および支援活動に関すること。
- (4) 障害者スポーツ競技団体（協会・クラブ等）・前記(3)以外の障害者スポーツ団体の育成およびその活動支援に関すること。
- (5) 地域における障害者スポーツ活動の指導およびその支援に関すること。
- (6) 指導者の連携強化のための親睦的行事の実施に関すること。
- (7) 近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会との提携およびその協力に関すること
- (8) その他、協議会の目的達成のために必要とする事業。

第二章 会員構成および役員の選任と職務

(会 員 構 成)

第5条 本会は、原則として京都府内において居住し、活動する（勤務地のみであっても希望により可）NPO法人日本障害者スポーツ指導者協議会に公認障害者スポーツ指導者として登録している者及び京都障害者スポーツ振興会等スポーツ団体に所属する指導者等で、協議会の目的に賛同する者をもって組織を構成する。

6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 理事 若干名
事務局長 1名 監事 2名 顧問 若干名

- 2 会長は、総会において会員の推挙により選任する。
- 3 副会長は会長が委嘱する。
- 4 理事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 5 理事長は、理事の中から互選により選出し、会長が委嘱する。
- 6 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。
- 7 監事は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。

- 8 顧問は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。
近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会等の役員であった者は、前項の規定に拘らず顧問とする。

(役員 の 任期)

第7条 役員任期は、顧問を除き2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員任期中に辞任等があった場合、新役員任期は前任者の残りの期間とする。

(役員 の 職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した代理者が、その職務を代行する。

- 3 理事長は、理事会を開催し、会務の執行を指導する。また、会務の執行に必要な事務等の分担について理事を指名することができる。

- 4 理事は、理事長の指導により会務を執行する。また、会計担当の他、その他、会務の執行に必要な事務等を分担する。

- 5 監事は、本会の事業ならびに会計処理に関し、毎年度監査する。

- 6 顧問は、会務の執行にあたり、会長および理事会より意見を求められた時、適切な指導・助言を行う。

- 7 事務局長は、理事長の指導により会務にかかる事務の処理を行う。

第三章 会議および各種専門部会・地域別組織

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、事務局会議とする。

- 2 総会は、年1回、会長が招集し、議長は、会員の中から選出し、協議会の基本的な重要事項に関して審議し、決議する。

- 3 総会は、会員の3分の1以上の請求、もしくは、理事会の決定があれば、会長は招集しなければならない。

- 4 理事会は、会長・副会長・理事で組織し、年2回以上、必要に応じて理事長が招集する。議長は、理事長があたり、総会の決定事項の執行ならびに協議会の運営及び重要な事項に関して協議し、決定する。

- 5 事務局会議は、事務局長・事務局員で組織し、月1回以上、必要に応じて事務局長が招集する。議長は、事務局長があたり、会務を円滑に進めるための事務等について討議しその処理を行う。

- 6 総会がやむを得ない事情により招集できないとき、または総会の議に討すべき時間がないときは、会長は、理事会を総会に代えることができる。

- 7 顧問は、必要に応じて会議に出席し、適時必要な指導・助言を行うことができる。

- 8 議案の成立は、それぞれの会議の出席者の過半数とする。

(各種専門部会)

第10条 本会の事業活動の推進に資するため、必要と認められた時、必要に応じて、各種専門部会(事業別、競技種目別等)を設けることができる。

- 2 各種専門部会の細則については、別に定める。

(地域別組織)

第11条 協議会の円滑な運営に資するため、必要と認められた時、協議会の下に必要なに応じて、地域別組織（地区協議会等）を設けることができる。

2 地域別組織の細則については、別に定める。

第四章 財政および会計年度

(財 政)

第12条 本会の財政は、「NPO 法人日本障害者スポーツ指導者協議会」登録者以外の年会費、近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会からの助成金および補助金、寄付金等をもってこれに充てる。

2 会費は、原則として無料とする。ただし、NPO法人日本障害者スポーツ指導者協議会に登録していない者については、年会費として、1,000円を納めるものとする。

(会 計 年 度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第五章 会員の登録および登録抹消

(登 録 年 度)

第14条 会員の登録(加入)および登録抹消(退会)の取り扱い年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(登 録 抹 消)

第15条 会員の退会事由は、次のとおりとする。

(1) 本人より退会の申し出があったとき。

(2) 本会の名誉を著しく汚すなど、会員としての適格性を欠くものと理事会が認めたとき。

第六章 そ の 他

(そ の 他)

第16条 この会則に定めない事項は、会長が理事会に諮り決定する。

2 緊急を要する事項は、会長もしくは理事長が理事会に諮り決定する。但し事案により会長もしくは理事長が決定することができる。

3 前項において理事長が決定した事項は、遅滞することなく、その旨を会長に報告しなければならない。

第七章 付 則

(会 則 の 変 更)

第17条 この会則の変更は、総会において出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(会 則 の 施 行)

第18条 この会則は、平成17年4月17日から施行する。